

議案第 4 1 号

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1 0 0 分の 2 3 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 2 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 3 9 . 5」を「1 0 0 分の 1 3 6 . 5」に、「1 0 0 分の 6 9 . 7 5」を「1 0 0 分の 6 8 . 2 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
別表（第4条関係） <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6か月</td><td><u>100分の227.5</u></td></tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td><td><u>100分の136.5</u></td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td><u>100分の68.25</u></td></tr> </table>	在職期間	割合	6か月	<u>100分の227.5</u>	3か月以上6か月未満	<u>100分の136.5</u>	3か月未満	<u>100分の68.25</u>	別表（第4条関係） <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6か月</td><td><u>100分の232.5</u></td></tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td><td><u>100分の139.5</u></td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td><u>100分の69.75</u></td></tr> </table>	在職期間	割合	6か月	<u>100分の232.5</u>	3か月以上6か月未満	<u>100分の139.5</u>	3か月未満	<u>100分の69.75</u>
在職期間	割合																
6か月	<u>100分の227.5</u>																
3か月以上6か月未満	<u>100分の136.5</u>																
3か月未満	<u>100分の68.25</u>																
在職期間	割合																
6か月	<u>100分の232.5</u>																
3か月以上6か月未満	<u>100分の139.5</u>																
3か月未満	<u>100分の69.75</u>																